

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示

令和 7 年 9 月 1 日

生駒市長 小紫雅史

1 公募の趣旨

本業務は受講者が生駒市内にこども食堂を新規に立ち上げることを目的とした実践的な講座と担い手へのフォローアップで構成されている。

事業目的を達成するためには、講座を通して、単に知識やノウハウを提供するだけではなく、こども食堂を運営するにあたり必要な手続きや準備、広報、当日の献立やプログラム、収支の検討、継続性を確保するための役割分担やチームビルディングなど多岐にわたる情報提供及び実現のための伴走支援が必要である。講座の内容を実践につなげるために、まずは、講座内でこども食堂を試行的に実施したうえで、講座終了後も伴走支援し、活動の継続性を高めることが求められる。

本業務を遂行する委託先は、こども食堂の担い手を養成する講座の開催実績を有していることに加え、団体の立ち上げ・運営支援事業の実績が豊富にあることなど、これらの分野に関する専門的知見を必要とするため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても 3. の参加資格及び 4. の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、3. の参加資格及び 4. の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、競争入札又はその他の競争手続（以下「競争入札等」という。）を実施する予定である。

2 請負契約等の概要

(1) 業務件名

こども食堂づくり実践講座運営業務

(2) 業務内容

- ① 連続講座の企画設計への助言
- ② 担い手へのフォローアップ
- ③ 各事業の実施準備と運営
- ④ ①～③に附帯する業務の他、その他本事業の趣旨を達成するために必要な業務

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 生駒市より入札参加停止措置等を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった競争入札等の手続期間において、入札参加停止措置等を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4 公募要件

- (1) 生駒市民税(法人・個人)、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) こども食堂の担い手を養成する講座の開催実績を有していること。
- (3) こども食堂の事業計画作成、収支管理、助成金申請等のノウハウを有していること。
- (4) 過去5年間で平均30件以上の市民公益活動及び地域ボランティア活動にかかる団体の立ち上げサポートの実績を有していること。

5 手続等

- (1) 本公示に係る資料の配布期間、配布場所及び配布方法、配布書類

① 配布期間

令和7年9月1日～令和7年9月16日までの9時から16時30分まで

② 配布場所及び配布方法

(ア) 生駒市ホームページにおける掲示

(イ) 現地における配布

生駒市子育て健康部こども政策課

所在地 奈良県生駒市元町1丁目6-12 生駒セイセイビル3階

電話 0743-73-5582

担当 朝熊

③ 配布書類

仕様書、参加意思確認書

- (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

上記(1)①に同じ

② 提出場所

上記(1)②(イ)に同じ

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を

作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

なお、参加意思確認書等を郵送する場合は、提出期間中に必着しなければならない。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により、生駒市長に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6 問い合わせ先

生駒市子育て健康部こども政策課

所在地 奈良県生駒市元町1丁目6-12 生駒セイセイビル3階

電話 0743-73-5582

担当 朝熊

7 その他

- (1) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の競争入札等を中止する場合がある。
- (2) 提出書類は、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本参加意思確認手続及び参加意思確認手続後に行う受託（候補者）特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。